

## ●前金払制度の改正概要(東員町)

### 1 主な改正内容

- (1) 前払金限度額の撤廃(現行は、請負代金額の40%以内かつ上限8,000万円まで)
- (2) 中間前金払制度の導入(新設)

### 2 改正(制度導入)理由

大規模な発注工事における、受注者(元請企業)の着工資機材等の調達や施工体制を確保するための資金調達の円滑化を図り、下請企業や労働者等に対する円滑な支払いを促進することで、地域の建設企業の資金繰り安定化を目的とし導入するもの。

### 3 適用時期

令和3年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。